

規約

第1条 名称

本クラブは一般社団法人柏スポーツ文化推進協会(以下「KSCA」といいます。)に加盟するクラブ「KSCA クラブ」(以下「本クラブ」といいます。)と称します。

第2条 目的

本クラブは会員が、スポーツと文化を通じて「楽しさ」「喜び」を感じ、成長していく事を目的とします。

第3条 運営

本クラブは KSCA がその運営にあたります。

第4条 事務所

KSCA の事務所は、千葉県柏市柏 1147-15 に置きます。

第5条 会員

(1)本クラブは会員登録制とし、会員は本規約及びその他 KSCA が定めた事項を遵守して頂きます。

(2)本クラブに入会を希望する方は、本会則及び細則の諸契約を KSCA と締結しなければなりません。

(3)本クラブに入会を希望する方は、所定の登録手続きを行い、所定の登録料及び会費等を KSCA に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

(4)本クラブの諸費用などは「細則」のとおりとします。

第6条 入会資格

本クラブに入会できる方は本クラブの趣旨に賛同し本規約を承認した方とします。

第7条 会員登録

(1)本クラブに入会される方は所定の会員登録を行い、別途定める入会諸費用をお支払い頂きます。

(2) 会員登録については会員が未成年の場合、保護者の方が保護者情報を登録後、お子様の情報や希望クラブを登録して頂きます。この場合、保護者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担して頂きます。

(3) 会員登録時の届出事項に変更等が生じた場合、会員は速やかに情報を更新するものとします。

第 8 条 会員資格の有効期間等

(1) 会員資格の有効期間は、月会費等を会費規定通り支払うことにより、退会するまでとします。

(2) 会員資格は譲渡できません。

第 9 条 初期費用(登録費、月会費)、年間更新料

(1) 本クラブに入会される方は、別途定める登録費及び月会費をお支払い頂きます。

(2) 年度が変わる際に、別途定める年間更新料をお支払い頂きます。

(3) 支払われた初期費用及び年間更新料は、理由の如何を問わず返還致しません。

第 10 条 会費

会員は、KSCA が定める方法により、利用の有無に関わらず前納して頂きます。

第 11 条 クラブ活動参加禁止、退場

KSCA は会員が以下の項のいずれかに該当する場合は、その会員のクラブ活動参加の禁止及び退場を命じることが出来ます。

(1) 本規約及び本クラブの諸規則を遵守しない方。

(2) 医師等により運動や集団生活を禁じられた方。

(3) 伝染病、その他、他人に感染する恐れのある疾患を有する方。

(4) その他第 16 条「除名」に定める事項に該当する等、KSCA が不相当と認める方。

第 12 条 事故・盗難などの責任

(1) 本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、KSCA に故意または重大な過失がある場合を除き、KSCA は一切損害賠償の責を負いません。

(2)会員が本クラブの利用に際して生じた盗難及び紛失については、KSCA に故意または重大な過失がある場合を除き、KSCA は一切損害賠償の責を負いません。

(3)会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により KSCA または第三者に損害を与えた場合は、会員は、その賠償の責に任ずるものとします。

第 13 条 参加クラブ変更・追加

会員は所定の登録により参加クラブの変更・追加が出来ます。

第 14 条 休会

会員が自己都合により本クラブを休会する場合は、別途定める方法で、登録するものとします。

第 15 条 退会

(1)会員が自己都合や部活動期間終了により本クラブを退会する場合は、別途定める方法で、登録するものとします。

(2)会費などの未納金があるときは退会日までに完納して頂きます。

第 16 条 除名

KSCA は会員が以下の項のいずれかに該当する場合は、その会員を除名することが出来ます。

(1)会費その他の支払いを 3 ヶ月滞納し KSCA の請求に応じなかった時。(但し、滞納分は完納して頂きます。)

(2)本規約、その他 KSCA の定める規則に違反したとき。

(3)利用施設を故意に破損したとき。

(4)本クラブの名誉、信用を傷つけ、又は本クラブの秩序を乱したとき。

(5)本クラブ内で違法行為のあったとき。

(6)虚偽の申告をしたとき。

(7)指導者及び本クラブの指示に従わないとき。

(8)その他 KSCA が会員としてふさわしくないと判断したとき。

第 17 条 休講

本クラブは諸般の事情により休講となる場合があります。その場合は、別日または年度内別月にて調整をしますが、振替が出来ない場合があります。

第 18 条 施設の廃止・利用制限、変更

天災地変、行政指導、法令による点検、改修、その他各施設にとってやむを得ない事由が発生した場合、KSCA は施設の利用を、一部廃止、利用制限、変更などの処置をとることが出来ます。また、本クラブを閉鎖するときは事前に会員に予告することによって会員は無条件にてこれを承認するものとします。この場合、会員は KSCA に対し、名目の如何を問わず損害賠償を請求することはできないものとします。

第 19 条 諸料金の変更

KSCA は経済情勢により会費その他諸料金を変更することが出来ます。

第 20 条 細則等

その他本クラブの運営に必要な利用規定は別途細則等諸規則に定めます。

第 21 条 規約の改定

(1)KSCA が必要と認めた時は規約の改定を行う事が出来ます。なお、改定した規約は全ての会員にその効力を及ぼすことを予め承認するものとします。

(2)KSCA は前項により規約等を改定するときは、KSCA の判断により重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各クラブに提示するものとします。

第 22 条 発効

本規約は令和 5 年 6 月 1 日より発効致します。

細則

第1条 登録費 年間更新料

1. 会則第9条における登録費、年間更新料は1名あたり次のとおりとします。

登録費 5,000 円(税込)

年間更新料 5,000 円(税込)

※中学3年生進学時は2,500 円(税込)

※登録費及び年間更新料にはスポーツ安全保険料が含まれます。

※年度の途中から加入された場合には、その時点から1年間ではなく、加入手続日の翌日から当該年度の最終日である3月31日午後12時までの補償となります。

2. 会員は、前項の登録費をクラブ登録時にお支払い頂きます。

3. 会員は利用開始後、毎年4月分月会費と併せて年間更新料をお支払い頂きます。

4. 支払方法はクレジットカード決済または、口座振替とします。

第2条 月会費

1. 会則第10条における月会費(当月1日から当月末日まで)は、1クラブにつき次の通りとします。

月会費 2,000 円(税込)

2. 会員は、入会登録時に初月、2ヵ月目月会費と登録費(以下:初期費用)をお支払い頂きます。

3. クレジットカード決済の方は、初期費用決済後、3ヵ月目以降の月会費は毎月20日に次月分が決済されます。

4. 口座振替の方は、初期費用を振込にてお支払い頂きます。その後、3ヵ月目以降の月会費の請求業務は、全て集金代行業務委託会社(ジャックス)より引き落としとなりますので預金口座振替の手続きが必要となります。登録後、ご自宅に書類を郵送しますのでご記入後、KSCAまでご返送ください。3ヵ月目より前月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分月会費を登録口座より自動振替と致します。

※毎月の振込でのお支払いは承っておりません。

※会員が未成年の場合は、親権者名義にて申し込みをお願い致します。

4. 会則第 17 条における休講があった場合の会費は、実施回数に限らず所定の月会費を徴収します。

第 3 条 活動について

会員は、会員の選択したクラブチームに限り、活動することができる。また、前提として所属校または近隣校での活動となります。

*但し、その限りでない場合もあります

第 4 条 休会

1. 会則第 14 条における休会において、会員が休会する場合は、休会開始希望月の前月 9 日までに休会登録をしなければなりません。

2. 休会期間は1ヵ月単位とします。その際、休会費(月額 500 円税込)をクレジットカード決済または登録口座より引落とし致します。

第 5 条 退会

1. 会則第 15 条における退会において、会員が退会する場合は、最終在籍月の当月 9 日までに退会登録をしなければなりません。(例:7 月末で退会→7 月 9 日までに退会登録)

2. 中学 3 年生において最終在籍月は 7 月末までとします。

3. 月会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとします。

第12条 本細則の発効

本細則は、令和 5 年 6 月 1 日より発効致します。